

陸前高田市告示第103号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項に規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年5月20日

陸前高田市長 戸 羽

太



1 都市計画の種類

都市計画施設（一団地の津波防災拠点市街地形成施設）

2 都市計画を変更する土地の区域（区域は、別紙図書のとおり。）

陸前高田市高田町字荒町の全部並びに字洞の沢、字下和野、字裏田、字川原、字馬場前、字大町、字馬場、字館の沖及び字本丸の各一部

3 都市計画の図書を縦覧する場所

陸前高田市役所都市整備局都市計画課内

備考 「別紙図書」は、省略し、都市計画の図書を縦覧する場所に備えておいて縦覧に供する。